

契約ルールに関する取組について

2007年3月8日
知的財産戦略推進事務局

経緯

「知的財産推進計画2006」やコンテンツ専門調査会の決定（2006年5月18日付資料「契約の自主基準・ひな形の策定について」）に基づき、公正で透明なコンテンツ業界を作り、国際的なビジネスの拡大などを通してコンテンツ関係者全体が潤うコンテンツ大国を目指すために、契約ルールの策定を推進してきた。主な進捗状況は以下の通りである。

（1）映像に関する実演家

- ・（社）日本経済団体連合会に関係者による委員会を設置し、放送番組における出演契約ガイドラインの策定など実演家の活動環境の改善やマルチユースに関するルールづくりを進めるための報告書を2007年2月にとりまとめた。

（2）映画

- ・経済産業省において、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークと連携し、制作請負契約に係るひな形を提案するとともに、海外販売、国際共同製作を促進するための契約ルールに関する報告書を2007年3月中にとりまとめる予定。

（3）放送番組

- ・総務省の情報通信審議会において、放送番組委託契約見本及び放送事業者による委託取引に関する自主基準の活用状況等を含め放送番組のマルチユースの促進方策について2007年7月のとりまとめに向けて検討を実施。

（4）ライブエンターテインメント

- ・ライブエンターテインメントに関し、（社）日本経済団体連合会において策定した出演契約ガイドラインを関係各社に配布し、適切な運用に向け周知徹底を図った。

知的財産推進計画2006(抄)

第4章

2. クリエーター大国を実現する

(1) クリエーターが適正なリターンを得られるようにする 契約における自主基準やひな形の策定を促進する

産業規模を拡大し、クリエイターに還元がなされるよう、契約の書面化を促すとともに、二次利用に関する規定を整備した契約に関する自主基準や契約のひな形を、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークと連携して策定することを奨励する。2006年度は映像分野における取組を進めるため、具体的には以下の取組を進める。また、その成果についてホームページなどで適宜公表し、若手クリエイターを始め幅広い関係者に周知を行うなど、その普及のために必要な措置を講ずる。

- a) 自分の権利は自分で守るとの原則の下、実演家の組織力の強化を促し、映像に関する実演家の活動環境や著作権等に関する映画会社・放送事業者とのルールづくりに向けた協議を支援する。
- b) 映画業界における契約のひな形づくりを進めるとともに、放送番組については、放送事業者の策定した制作委託取引に関する自主基準や「放送番組の制作委託に係る契約見本」の活用状況のフォローアップを踏まえ、必要に応じその改訂や具体化を進める。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(別添2)

契約の自主基準・ひな形の策定について

2006年5月18日
コンテンツ専門調査会

1. 趣旨

公正で透明なコンテンツ業界を作り、国際的なビジネスの拡大などを通してコンテンツ関係者全体が潤うコンテンツ大国を目指すために、契約の自主基準・ひな形の策定を進める。

2. 当面の進め方

(1) 映像に関する実演家

- ・夏頃に(社)日本経済団体連合会において協議の場を設定する。
- ・2006年度中に、関係省庁の支援を得て実演家の活動環境の改善や二次利用に関するルールづくりを進め契約の自主基準やひな形を策定する。

(2) 映画

- ・秋頃に、経済産業省が関係者を入れた検討会を立ち上げ、2006年度中に契約の自主基準やひな形を策定する。

(3) 放送番組

- ・集中改革期間の成果として、放送番組委託契約見本及び放送事業者による委託取引に関する自主基準を策定済みである。
- ・2006年度中に、総務省が契約見本や自主基準の活用状況をフォローアップし、必要に応じ関係者の間で改訂・具体化する。

(4) ライブエンターテインメント

- ・ライブエンターテインメントに関し、(社)日本経済団体連合会において出演契約ガイドラインを策定済みである。今後、速やかにガイドラインを関係者の間で具体化する。

3. コンテンツ専門調査会への報告

- ・上記2.(1)～(4)に関する進捗状況を、コンテンツ専門調査会に適宜報告する。

4. 策定にあたって留意すべき事項

- ・ 当事者以外の第三者の観点を入れ、中立・公平なものを目指す。
- ・ 国際的なモデルケースを参考にする。
- ・ 個別のケースにきめ細やかに対応した自主基準・ひな形を目指す。
- ・ 関係省庁間での緊密な連携の下で進める。
- ・ 成果については、ホームページなどで公表し、若手クリエイターをはじめ幅広い関係者に周知を行う。